

26. 中国の経済社会の変化と環境法制の整備過程に関する考察

— 日中比較の観点から —

Study on the Recent Change of Socio-economic Conditions and Process of Environmental Legislation in China; Comparison with Previous Circumstances in Japan

魏 旻* 楊 瑜芳** 松下 潤***
Wei Min Yang Yufang Matsushita Jun

ABSTRACT: This paper is to analyze relation between the change of socio-economic conditions and process of environmental legislation in China during the recent five decades. It is recognized that the environmental legislation has been materialized in line with the planning of economic development in China. However, its future legislative execution would be questionable as far as the economic development is not completed yet. Herein, the authors intend to propose systematization of industrial pollution control in China, based on the analysis of Japan's previous experience to overcome the hazardous pollution caused by big industries..

Keywords: legislation & execution of environmental law in China, anti-industrial pollution systems in Japan

1. はじめに

中国における環境法制の展開：中国では、特にこの10年間の市場経済への移行を背景とする急激な経済成長の影で、環境問題が加速的に深刻化している。石炭利用による大気汚染、水質汚濁などの典型的な公害問題は、日本の1960年代の深刻さを越える危険性や日本を含む東アジアに環境被害をもたらす可能性もある。さらには、内陸部における砂漠化の進行、南北地域間の水需給面の不均衡など、グローバルな地球環境問題にも直面している。

このような状況の下で、中国では決して環境問題が放任されてきたわけではない。初めて「現代化建設」を国の重点課題に位置づけた中国共産党第11期中国全国大会(1978)から今日に到るまで、環境保護に関する規定を盛り込んだ「新憲法」制定(1978)や「環境保護法(試行)」制定(1979)を基礎として、順次単行の実施法や環境基準、地方法規、さらには国際条約などから構成される環境法制の体系の整備が進められてきた経緯がある¹⁾。

日本における環境法制の展開：日本では、1950年代-60年代にかけての経済高度成長のひずみとして「四大公害病」に象徴される環境汚染が深刻化し、1970年代に入ってようやく環境法制の整備が進められることになった。環境基準が目に見えるような形で改善されるまでには、装置産業の成長と並行して、民間企業における公害防止のための設備投資が進み始める1980年代を待つ必要があった²⁾。このような蓄積のもとに、地球温暖化対策や循環型社会の形成を目標とする新たな技術開発や政策が展開してきたのが1990年代以降の状況であるといえる。

中国における環境法制の現状と課題：このような日本における戦後50年間の環境汚染対策に向けた経緯をふまえば、中国が健全な工業化や近代化の道を辿るうえで、既存の環境法制の下で経済発展に歩調を合わせながら環境政策の実現を促進することが鍵を握るものと考えられる。中国の現状をみると、その可能性がないわけではない。例えば、1970年代の「三同時制度」(建設事業の主体に対して建設工事に際して汚染防止施設の設計・建設・操業を義務付ける行政規制)の導入、また近年では「クリーン生産促進法」(2002)を契機とする循環型社会形成の促進に向けた先端的な動きも見られるようになった³⁾。このような環境政策の展開に加えて、経済面でも、上海などで一人当たりのGNPが5000ドルに達したように、地域間の格差は依然として大きいものの、一部の地域では環境政策を自力で実現するための社会経済面の条件が整ってきていると見ることができる。

本論文の目的：本論文では、中国におけるこのような環境法制の整備過程を経済政策との関連性から捉え、かつ日本のこれまでの環境汚染対策の経緯と対照する方法により中国の環境保護・改善の経緯と到達点の評価を行う。また併せて、これからの環境分野における日中の技術協力のあり方や可能性について考察することとしたい。

* 上智大学法学部環境法学科 Department of Environmental Law, Faculty of Law, Sofia University

** (独) 国立環境研究所地球研究センター Global Research Center, National Institute of Environment

*** 芝浦工業大学システム工学部 Faculty of Systems Engineering, Shibaura Institute of Technology

2. 研究の方法

中国における環境法制の整備過程を分析するために、建国(1949)から最近の市場経済への移行期までの半世紀間の経済社会の転換という節目に従って、次の4期に時代を区分することとする。

また、それぞれの時代区分に即して、日本における環境法制や政策の進展との比較分析を行うことにより、中国における環境法制の整備過程の相対的な評価を試みる。(詳細は、巻末の年代区分表を参照されたい。)

表-1 中国における環境法制の整備 (時代区分)

時代区分	経済社会の転換 (節目)	環境法制の整備過程
第1期 (1949-72)	中国建国(1949)→ニクソン訪中(1972) を契機に中国が国際社会に復帰。	環境法制の誕生期 公衆衛生面からの基礎的な法制整備。
第2期 (1973-77)	日中国交正常化(1973)→文化大革命の 終焉(1976)。	発展準備期 第一回全国環境会議の招集(1973), 基本方針提起。
第3期 (1978-88)	「現代化建設」路線への転換(1978) →現代化建設路線の定着。	迅速発展期 新憲法に「環境保護の規定」を盛り込む。 環境保護法 (試行), 単行法制定を始める。
第4期 (1989 現在)	鄧主席から江沢民主席への禅譲(1989) →経済開放の進展: 香港返還(1997), WTO 加盟(2001)	改革完善期 環境法制の体系化, 組織体制の整備, 環境情報公表 さらには中国アジェンダ 21 (国際公約) を発表。

3. 中国における環境法制の整備過程に関する分析と評価—日中の比較視点から

3-1 第1期: 環境法制誕生期(1949-72)

経済社会面では、中国の建国(1949)や朝鮮戦争(1950)に始まり、大躍進運動(1958-61)や文化大革命(1966-76)の混乱を経て、ニクソン訪中(1972)によって中国が国際社会への復帰を果たした時代である。環境法制面では、主に公衆衛生面から基礎的な法制整備が行われた程度にとどまっている。

(1) 経済社会の展開面

建国当初は、私営工業の国有化と農業の社会化に重点が置かれた。1950年代に入ると、社会主義計画経済の発展を目指して大規模な工業企業や工場の建設が行われた。第一次5ヶ年計画(1952)のもとで、1950年代末までに中国工業化の基礎が整えられたが、農業経済が国民経済の中核を担っていたことから、環境汚染は局部的であり、対策も職業病防除といった公衆衛生面を目的とするものが中心であった。

これに対して、「大躍進運動」(1958-61)の過程で、鋼鉄増産や大規模な水利開発工事が盲目的に進められたため、大きな環境影響もたらされた。大躍進運動停止後しばらくして国民経済はようやく回復したが、1960年代中期に始まる「文化大革命期」の無政府状態の下で経済社会は停滞し、環境汚染も顧みられない状況が生じた。

(2) 環境法制の整備面

この時代には、環境保護に関わる基礎的な条件の整備が必要となった時期である。自然環境面では、水土保持や森林保護などに重点がおかれ、「水土保持臨時綱要」(1957)や「森林保護条例」(1963)などが制定された。生活環境の保護面では、「工場衛生臨時条例草案」(1950), 「飲用水水質基準」(1956)などが定められた。

以上の環境法制を巡る状況から、この時期は衛生行政や経済行政との関わりが強く、完全な環境保護概念の形成までの必要性は少なかったことがわかる。

(3) 同時期における日本の状況

日本では、戦後の産業復興期を経て高度経済成長期に移行する時期であった。1950年代には、大気汚染や水質汚濁などの産業公害対策への要請に応じて、まず東京都等の自治体において「公害防止条例」が制定された。国では、浦安漁民騒動事件を契機に1961年に「公共用水域保全法」と「工場排水等規制法」二つの公害法が最初に制定された。しかし、これらの法律の基調が「生活環境と産業の健全な発展との調和」とされる時代の背景のもとで、

各地の産業公害問題は深刻化の一途を辿ることとなった。

3-2 第2期：環境法制の発展準備期(1973-77)

経済社会面では、ニクソン訪中(1972)から日中国交正常化(1973)に繋がり、次の時期の現代化建設路線に繋がる時期である。環境法制面でも、第一回全国環境保護会議(1973)において、立法化には到らなかったけれども以後の発展の基礎となる様々な準備工作が行われたことが特徴である。

(1) 経済社会の展開面

前述の通り、「文化大革命」(1966-75)による経済社会の混乱で、環境汚染と環境破壊が深刻化した時期に重なる。先進工業国の産業公害がテーマであった国連「ストックホルム人間環境会議(UNCHE)」に出席した周恩来総理を代表とする中国の大型代表団は、環境汚染問題の嚴重性を認識する結果となった。この会議は、国際的な環境保護運動の砦としてだけでなく、中国国内における以後の環境保護政策に対しても大きな意味を持つことになった。

(2) 環境法制の整備面

1973年に北京で「第一回全国環境保護会議」が開催され、次のような成果が得られた。

第一に、「民衆を動員し、全方位の計画、合理的配置、総合的利用を行い、環境を保護し、害を利に変え、人民の幸福を作り出す。」(中国語：全面規劃，合理布局，综合利用，化害為利，依頼群衆，大家動手，保護環境，造福人民)という32字から成る環境保護活動方針を定めたことある。

第二に、「環境の保護と改善に関する若干規定」を審議、了承したことである。この規定は、環境計画の導入に加えて、工業の合理的配置や資源の有効利用、土壌と植物の保護、水系と海域の管理、植林と緑化、環境の監視と測定、環境科学研究と教育、環境投資などの10の側面から環境保護に向けた措置を規定する内容であった。

第三に、現行の環境保護制度の中核を担う「三同時制度」が取り入れられたことである。この制度は、新設、改造、増設にかかわる建設事業の主体に対して、汚染防止施設を建設工事と同時に設計、建設、操業するよう規制するもので、環境問題の事前防止のために必要不可欠な制度となるものであった。

そのほかには、国における環境保護を所管するための組織の必要性を提起したことが重要であり、「国务院環境保護小組」の設立(1974)に繋がることとなった。

以上の環境法制を巡る状況から、この時期は形式的には行政法規を整えた程度で終わったものの、実質的には将来における環境法制の本格的な整備に向けての準備が進められたことがわかる。

(3) 同時期における日本の状況

1960年代前後に水俣病や四日市ぜんそくなどの「四大公害病」が顕在化したことに伴い、公害をめぐる紛争も激化した時期である。被害者や企業はもとより、一般の国民にも公害問題に対する意識が芽生え、本格的な公害対策が行政によって導入されることになった。環境法制面では「公害対策基本法」の制定(1967)に引き続いて、いわゆる「公害国会」(1970)において各種の公害規制にかかわる単行の実施法の整備が行われた。

3-3 第3期：環境法制の迅速発展期(1978-88)

経済社会面では、中国共産党大11期中央全国大会(1978)で「現代化建設」の路線が打ち出され、経済解放が進展することになった時期である。環境法制面では、「新憲法」(1982)による環境保護規定や「環境保護法(試行)」の制定(1979)をもとに、短期間に各種の法制の整備が進められたことが特徴である。

(1) 経済社会の展開面

鄧小平の復帰(1978)に伴い、改革開放路線が確定することとなった。「現代化建設」路線(1979)のもとに設置された4つの経済特別区は、外資系企業の進出や個人企業を支える役割を担った。この新たな路線の採択にあたって、文化大革命(1965-76)の影響でなお全国各地に蔓延していた環境悪化や公害氾濫に対する反省から、経済発展と環境保護の両立の方向性が強調されたことを特筆しておきたい。

(2) 環境法制の整備面

新憲法(1978)は、その第 11 条で「国家が環境及び自然資源を保護し、汚染及びその他の公害を防治する」と規定した。国家の基本責務のひとつに環境保護を位置づけるという意思の表明であり、環境法の頂点となるものである。その後、改革開放の進展に対応した新憲法の全面改正(1982)に伴い、生活環境と生態環境保護に関する規定、自然資源の合理利用や土地利用、歴史文化遺産に関する規定が追加された。

1979 年には、環境法体系の基礎として初めて「環境保護法（試行）」が制定された。同法は 7 章 33 条の条文から構成され、環境保護の対象や任務、方針、政策などの基本原則と制度、さらには自然環境保護や汚染防止に関わる基本要求と措置、環境保護の機構と職責、科学研究と宣伝教育、奨励と罰則などに関して規定するものである。

これと併せて、環境影響評価や前述の「三同時制度」、汚染費徴収制度などの環境行政の基本となる制度も明確化された。さらに、環境汚染防止に関連する「水污染防治法」(1984)と「大気污染防治法」(1987)、資源保護に関連する「森林法」(1984)などの制定も行われた。

以上の環境法制を巡る状況から、この時期は、「根拠法」としての憲法、「基本法」としての環境保護法（試行）法、「分野法」としての各種実施法の 3 つの柱から構成する環境法制の体系がほぼ出来上がったことがわかる。しかし、固体廃棄物法、省エネ法などの分野法や実施細則は未整備で、立法と実行を同時に推進するための体系にはなっていないといえる。

(3) 同時期における日本の状況

1970 年代の石油危機を契機として、日本が経済安定成長期に入った時期である。

環境法制面では、瀬戸内海等の閉鎖性水域の水質保全のための法律が制定された一方で、二酸化窒素の環境基準の緩和や環境アセスメント制度の法制化の挫折など、総体的には停滞した時期であったといえる。

しかし、第 2 期に立法化された環境法制の実行という面では、実質的な成果を挙げることとなった。環境基準の達成を図るために、まず公共投資の分野では、図-1 に示すように 1970 年代前後から下水道事業の予算が大幅に増額された。民間投資の分野でも、図-2 に示すように企業の公害防止投資が大幅に進み、期末には年間 1 兆円近い水準にまで到達した。このような経緯から、公害防止装置産業が成長をとげ、産業としての確たる地位を獲得するに到るのである⁴⁾。

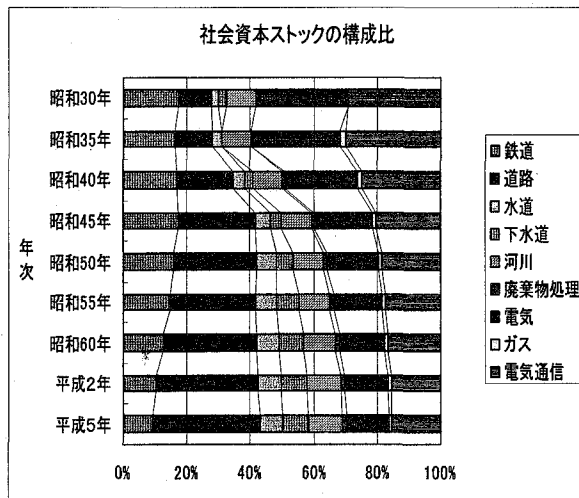


図-1 日本の社会資本ストックの構成比の経年推移

(註) 経済企画庁資料⁵⁾をもとに作成した。

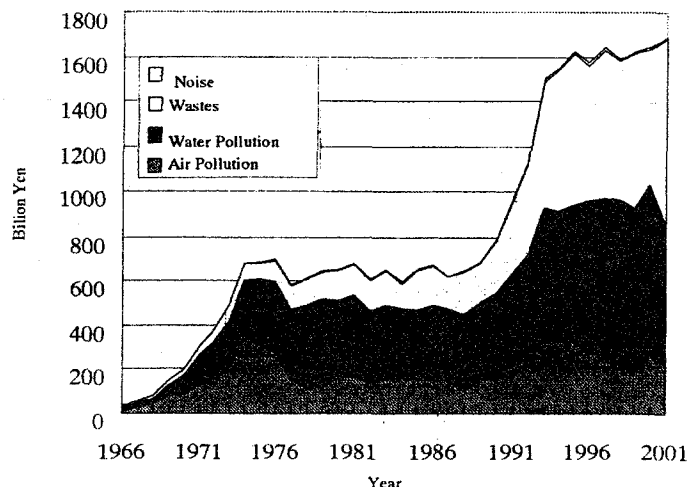


図-2 民間企業の公害防止投資額の経年推移

(註) JICA 資料⁶⁾から転載した。

3-4 第 4 期：環境法制の改革完善時期(1989-現在)

社会経済面では、香港返還(1997)や中国の WTO 加盟(2001)の実現によって、資本主義経済への転換が加速化した時期である。環境法制面では、環境保護法の制定(1989)や既存の単行実施法の追加と改正が行われたことで、環境法制の体系の整備が進んでいる。組織的な拡充、整備もなされ、新たに地球環境問題に対する国内外の取り組みや循環型社会への対応方策に関する試行も始められた。

(1) 経済社会の展開面

1989 年から現在までに、中国の社会主義経済体制は計画的商品経済を経て、資本主義市場経済へと大きく変貌を遂げた。鄧小平の南講巡話(1989)が流れを加速し、香港返還(1997)や中国の WTO 加盟(2001)が流れを定着せしめた。中国は「世界の工場」といわれるまでに成長し、アジア経済のエンジン役を果たすまでになった。

一方では、中国の華々しい経済成長の影で、環境汚染は「部分改善・整体悪化」という問題が現れた。環境立法機関の全面管理と今後の環境立法と執行を監督するため、1993 年の全国人民大会で「環境保護委員会」(現在の環境と資源保護委員会) の設立が決定された。

(2) 環境法制の整備面

これまでの環境法制の体系を完成させるため、新たに「環境騒音污染防治法」「野生動物保護法」(1989)、「水土保持法」「固体廃棄物污染环境防治法」(1991)などの重要法制が制定された。その他、「大気污染防治法」と「水質污染防治法」の修正が行われた。

また、国連「リオ地球サミット」(1992)において、中国は気候変化、生物多様性保護などの国際環境保護条約に参加した。これに伴う国家義務を履行するために、国内環境法の改正と完善が行われ、関連して、環境問題の中国の国際公約としての「中国アジェンダ 21」が 1994 年に公表された。

以上の結果、根拠法としての憲法、基本法としての環境保護法のもとで、汚染防止関連法 5 点、自然保護関連法 13 点、地方関連法規 1000 点以上、国際条約 30 点以上の現行の環境法体系が出来上がった。1990 年からは、「中国環境状況公報」の発表も始められ、組織面では 1999 年に現在の「国家環境保護総局」が成立した。(図-2 に、中国政府発表の環境行政の組織体系を示した。)

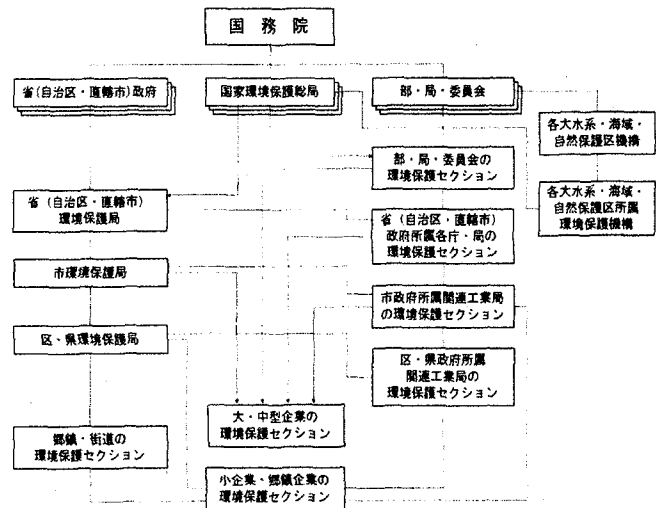


図-3 中国の環境行政の組織体系

(註) 環境省資料⁷⁾ から転載した。

(3) 同時期における日本の状況

地球環境問題が国際的な政治の舞台に登場したことを背景に、改めて環境法制が進展し始める時期である。

リオ地球サミット(1992)と相前後して、「地球温暖化防止行動計画」閣議決定(1990)や「気候変動枠組み条約」、「生物多様性条約」への参加(1992)、さらには「環境基本法」(1993)、「環境影響評価法」(1997)など、国内外で様々な法制整備がなされることとなった。また、資源小国として循環型社会の形成や新エネルギーの導入が課題であるとして、「リサイクル法」(1991)、「循環型社会形成推進基本法」(2000)、拡大生産者責任に基づく各種の「製品リサイクル法」(2000)、「新エネルギー法」(1997)などの関連法制の整備が行われた。

このように、日本では、環境基本法を新たな頂点として、国際環境条約、環境汚染規制や環境保全に関する法律、自然や生態系保護に関する法律、公害や環境紛争に関する法律、さらには資源循環やエネルギーに関する法律など、広範な領域を包括する環境法制の体系の構築が進んでいる。

4. 日中の技術協力の現状と方向性

4-1 基本的な認識

以上の比較分析の通り、中国は建国以来の約半世紀、特に現代化建設路線を採択した第 3 期(1978-88)以降今日までの約 1/4 世紀のあいだに、憲法を頂点とする環境法制の体系をつくりあげた。形式的にはある部分は日本のそれを凌いでいるようにも見えるが、実態的には環境汚染に関わる発生源対策(民間企業の公害防止のための設備投資)の実行が今後の大きな課題である。また、環境基準の達成のためには、エネルギー需給構造の改善(石炭利用

から天然ガス等への転換)や公共投資の下水道事業等への優先的配分も必要であると考えられる。

これに対して、日本は、第1期(1949-72)に深刻な産業公害問題を生じたが、第2期(1973-77)から第3期(1978-88)にかけて整備した法制の運用、民間の設備投資、公共投資の優先的配分を行うことを通して、この問題を克服した経験を持っていることが理解できる。

中国のビジネスマンが国内の環境問題どう見ているか、日経BP網を通した意識調査(2003)によると、中国でもっとも緊急性の高い環境対策は、①工場廃液対策が51.4%、②砂漠化対策が14.9%、③工場の排ガス対策が11.0%、④個体廃棄物適正処理が7.1%、⑤生活廃水対策が5.4%という順であった。(日経エコロジー、2003.5月号)

以上のことから、筆者らは、現在の中国ではこのような日本の過去の経験に学ぶべきことがまだまだ多く、日本にとっても蓄積した技術やノウハウを活用できる機会が得られることは大きな意味があると認識する。

4-2 日中の技術協力の現状

このような前提のもとで、日中の技術協力事業(環境省関連)の現状を、環境省の資料⁸⁾にもとづいて年代別、分野別に分析した。本資料には、最近25年間の43件の事業が記載されている。年代別には、本論文での年代区分にしたがって第3期と第4期に区分した。(第2期以前の事業はない。)分野別には、①公害問題の分野と②地球環境問題の分野の二つに区分し、さらに事業の内容から(a)人材教育・交流、(b)情報交換収集、(c)資金協力(有償・無償の2つがある)、(d)技術移転の4つに区分した。

その分析の結果をまとめたものが、次の表-2である。

年代的には、第4期の件数が圧倒的に多いことがわかる。中国の経済開放政策の定着と無縁ではないであろう。

内容別に見ると、情報交流・収集と技術移転が中心であり、あわせると26件で全体43件の60%を占めることがわかる。分野別には、意外なことに公害問題よりも地球環境問題の分野に関わる件数が多く、比率は1:2程度となっている。前者には、1997年の日中首脳会談(日本は橋本首相)にて提唱された「日中環境開発モデル都市構想」が含まれる。この構想は、中国の深刻化する環境汚染に対して効率的な支援をするために生まれ、重慶市、貴陽市、大連市の3都市をモデルとするものである。また、後者には、黄土高原や内蒙古等での緑化・砂漠防治事業や日中友好環境保全センター設立事業などが含まれている。

なお、本表には基本的には含まれていないが、国際協力銀行の円借款による資金協力事業では、主要な都市における公害防止設備や下水道施設への融資が行われてきた(国際協力銀行HP)ことから、実質的には公害問題分野の協力事業件数は本表の数字以上になるはずである。この他にも、国際協力事業団や経済産業省、経済団体等による協力事業があることを付記する。

表-2 日中環境協力事業の年代別、分野別の分析(環境省関連)

単位: 件数

分野 内容	公害問題の分野		地球環境問題の分野		計
	第3期(1978-88)	第4期(1989-現在)	第3期(1978-88)	第4期(1989-現在)	
人材教育・交流		1	1	6	8 (19%)
情報交換・収集		4		11	15 (36%)
資金協力*		1		7	8 (19%)
技術移転		7		4	11 (26%)
合 計	0	13 (31%)	1 (2%)	28 (67%)	42 (100%)

(注) *国際協力銀行の円借款(有償)による資金協力事業の実績が相当数あるが、本表にはごく一部を除き含まれていない。

4-3 日中技術協力の方向性

この日中の技術協力の方向性については、さまざまな議論がありうらと思う。

最も極端な議論は、すでに世界に冠たる輸出力を身につけた中国を、ODAの分野でまだ支援するのかという、やや政治・外交的なものである。これに対する反論が、中国が持続的な成長をするためには環境対策は不可避であ

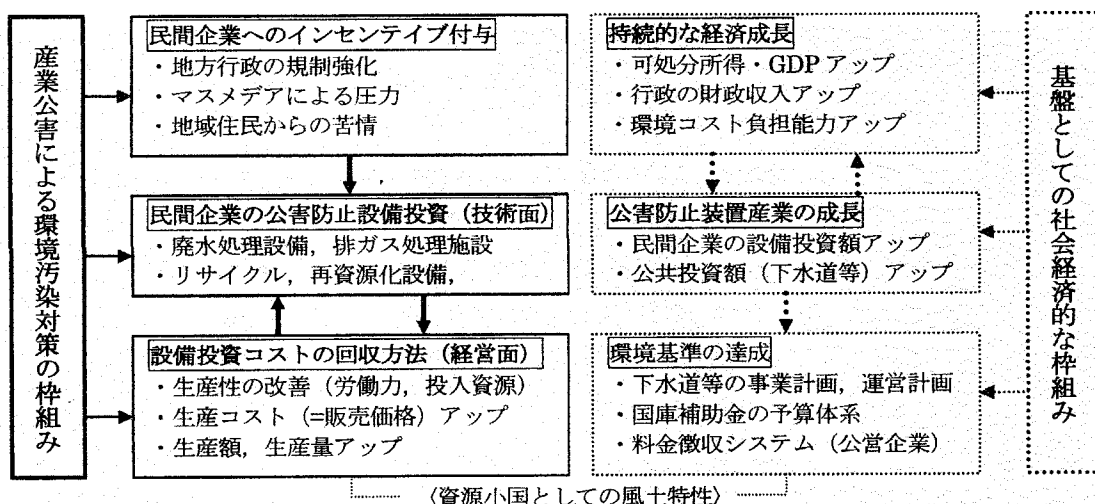
るという前提のもとで、東アジア地域全体の環境保全からの必要性はもとより、日本の企業の環境関連技術やノウハウを活用できるビジネスチャンスと捉えて、積極的に関わるべきだということである⁹⁾。

ところで、日本経済団体連合会は、2003年に「活力と魅力溢れる日本をめざして」という構想（通称奥田ビジョン）を発表した。この構想は、「日本には、資源小国というハンデがあったがゆえに培うことのできた省エネルギー・省資源の技術やノウハウがある。それらを世界に提供することを通じて、問題の解決に貢献していくことが求められる」としている。

筆者らの基本的な考え方は4・1節で述べた通りで、やや奥田ビジョンに近い面もあると思う。総括すれば、日本が厳しい産業公害問題を克服してきた経験のなかで、①環境汚染対策に関わる技術面は無論、②環境汚染対策に関わるコスト回収のための経営面の方策、③さらには社会全体の基盤としての持続的な経済成長による環境対策コストの負担能力の向上や公害防止装置産業の成長、発展という三位一体的な体系（図-4 参照）が確立できた。このような体系が、現在の中国にも必要であり、かつ有効ではないかと推察する。

図-4 日本の産業公害の克服経験をもとにした環境汚染対策の枠組み（パッケージ）

（注）本図は参考文献²⁾ などをもとにして考案した。



5. おわりに

本論文の作成では、3名の筆者がそれぞれ多様な立場から連携した。魏は、核心部分の日中の環境法制の整備過程に関する比較分析を担当した。楊は、日中の環境省の交流活動の支援に関わった経緯から、両国間の環境協力事業に関する分析、松下は、過去の日本の公害対策の過程に関する分析、評価を各々分担した。なお、EX都市研究所の青山俊介氏から日本の公害対策過程に関わる貴重な資料提供をいただいた。紙上を借りて御礼申し上げます。

本論文では、その結論として、日本と中国は10年程度の時間的なズレを持ちながらも、公害や環境問題ではある部分共通した軌跡を描き、これから描こうとしていることが明らかにできた。しかし、問題はむしろこれからであると思われるので、筆者らは今後も各々研究や実践活動を続けながら、機会を見て続編をまとめて行きたい。

参考文献

- 1) Wang Jing：中国環境法原理（中国語）、北京大学出版社、2000
李志東：中国の環境保護システム、東洋経済新報社、1999
阿波泰隆、淡路剛久：環境法（第2追補版）、有斐閣ブックス、1999
- 2) Japan International Cooperation Agency & Contractor, EX Corporation: Industrial Pollution Control (Draft Final; Summary), 2004（JICA主催「日本の産業公害対策経験調査・九州セミナー」での配布資料）
- 3) 青山 周：環境ビジネスのターゲットは中国・巨大市場、pp95-99、日刊工業社、2003
- 4) 前掲参考文献2）：pp1-12, pp1-13
- 5) 経済企画庁総合計画局編：日本の社会資本、東洋経済新報社、1988
- 6) 前掲参考文献2），pp1-13
- 7) 環境省 HP 資料：平成12年度日中環境協力事業情報資料集、pp85
- 8) 前掲参考資料7）：参考資料編
- 9) 前掲参考文献3）：pp15-22, pp36-50

巻末付録

中国経済社会の展開と環境法制の整備プロセス（年代区分）

年代別	中国の経済社会の展開	環境法制の整備プロセス	【比較対照】日本
第1期 1949～ 1972年	<u>社会主義体制の確立</u> ・中華人民共和国の成立（1949） ・朝鮮戦争(1950) ・大躍進運動(1958-61) ・文化大革命(1966-76) ・ニクソン訪中、日中国交回復(1972) ・毛沢東死去(1976) ・国連「ストックホルム人間環境会議」(1972)	<u>環境法制の誕生期</u> ・鉱工業煙害防止決定(1956) ・水土保持暫行綱要(1957) ・生活飲用水衛生決定(1959) ・森林保護条例(1963)	<u>経済成長優先政策・産業公害問題</u> ・浦安漁民騒動事件(1958) 「水質2法」制定（1958） ・四日市ぜんそく問題 「ばい煙規制法」制定(1962) ・公害対策防止法(1967) ・公害国会(1970) 「水質汚濁防止法」等14単行法制定 ・環境庁の設置(1971)
第2期 1973～ 1977年	<u>文化大革命の後遺症修復</u>	<u>環境法制の発展準備期</u> ・第1回全国環境会議の開催(1973) 「環境の保護及び改善に関する規定」	<u>公害防止設備投資・公共投資の促進</u> ・「下水道事業団」設立(1975) ・「廃棄物処理施設・最終処分場構造基準」に関する厚生省令（1977）
第3期 1978～ 1988年	<u>近代化建設路線への転換</u> ・中共第11期3中全会「現代化建設」路線を採択。（1978） ・「郷鎮企業建設」（1982）	<u>環境法制の迅速発展期</u> ・新憲法の公布（1978） 「環境保護に関する緒規定」盛り込む ・「環境保護法（試行）」制定(1979) ・単行法の制定 徴収排污費暫行弁法(1982) 水汚染防止法、森林法(1984) 大気汚染防止法(1987) 野生動物保護法(1988)	・水質汚濁防止法の改正（1978） 「総量規制」導入 ・省エネルギー法(1979) ・生活環境審議会の答申(1988) 「使い捨て文化の見直し」
第4期 1989～ 現在	<u>改革解放後の経済成長期</u> ・鄧小平主席辞任、江沢民への禅譲(1989) ・国連「リオ地球サミット」開催(1992) ・鄧小平「南巡講話」(1992) ・香港の中国返還(1997) ・天安門事件(1989) ・WTO加盟（2001）	<u>環境法制の改革完善期</u> ・「中国環境状況公報」の発表(1990) ・「環境保護法」制定(1989) ・単行法の制定（追加、改正） 水土保持法(1991) 大気汚染防止法改正(1995) 固体廃棄法(1995) 水汚染防止法改正(1996) ・地球環境問題、循環型社会の形成 中国アジェンダ21(1994) 全国生態環境建設計画(1999) クリーン生産促進法(2003) ・「国家環境保護総局」の組織編成(1999)	<u>地球環境問題、循環型社会の形成</u> ・「公害防止民間投資1兆円」（1990） ・環境法制の体系化 環境基本法(1993) 環境影響評価法(1997) ・地球環境問題への対応方策 「地球温暖化防止行動計画」閣議決定（1990） 「新エネルギー導入目標」閣議決定（1993） 「京都議定書」締結(1997) ・循環社会形成基本法(2000) 製品リサイクル法(2000) 「拡大生産者責任の原則」